

要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年8月27日

要望団体名：岩手県浄化槽推進協議会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1 浄化槽整備事業の推進に必要な予算の確保	<p>汚水処理人口普及率の向上のためには、浄化槽整備が必要であることから、岩手県では、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、循環型社会形成推進交付金の予算を確保するよう要望しているところです。引き続き、所要額の確保等について、国に働きかけていきます。</p> <p>また、県の浄化槽設置整備事業費補助金については、引き続き所要額の確保に努めていきます。</p>	A
2 浄化槽設置整備事業（個人設置型）の助成率の引き上げ	<p>浄化槽設置整備事業（個人設置型）の助成率の引き上げや環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の適用要件緩和について、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、要望しているところです。</p> <p>浄化槽の整備促進を図るため、今後も更なる財政的支援について、国に働きかけていきます。</p>	A
3 浄化槽の維持管理に対する助成制度の拡大	<p>浄化槽が本来の処理性能を発揮し、汚水の適正な処理を図るためには、維持管理が適正に行われる必要があると認識しております。</p> <p>今後、維持管理の負担軽減を含めた更なる財政的支援について、国への働きかけを実施していきます。</p>	B
4 住宅における浄化槽処理対象人員算定基準の見直し	<p>面積基準の緩和については、浄化槽からの放流水質確保の観点から、慎重に運用するものと考えます。実際の建築確認申請や事前相談においては、利用人員に合わせて個別に対応しており、今後も実態に応じて個別に対応していきます。</p> <p>なお、ただし書の適用にあたり、床面積の緩和を用いることについては、今後も、規制緩和の取組の影響などについて、引き続き関係課等と情報共有を図り、検討していきます。</p>	B
5 個人設置型浄化槽の更新に対する補助の復活	<p>長寿命化計画に基づく浄化槽の改築が補助対象とされていますが、老朽化が進んだ既存浄化槽の場合、改築での対応では本来の機能を発揮できず、公共用水域の保全に影響が生じることが懸念されます。</p> <p>今後、交付対象への浄化槽更新事業の追加について、国への働きかけを実施していきます。</p>	B

[別紙]

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・ 市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類